

市町村	事業名	事業概要	補助率	補助限度額	対象用途	対象者	担当課	連絡先	リンク	備考
阿南市	-									
那賀町	那賀町空き家改修費等補助金	空き家バンク登録物件の改修費補助	1/2	100万円	・移住者向け住宅	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184	<a href="https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/iju/house/">https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/iju/house/</a>	家財道具等の処分運搬費1/2,10万 清掃等経費補助1/2,4万
	那賀町空き家対策総合支援改修等事業補助金	空き家等を移住者向け住宅や地域活性化に供する施設へ改修する費用の一部を補助。	2/3	320万円	・移住者向け住宅 ・地域活性化の用に供するもの(宿泊施設等)	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184		
牟岐町	空き家改修等支援事業(改修等支援)	空き家バンクに登録している(登録予定含む)空き家住宅の改修費や家財道具等の撤去・処分の経費を補助する。	1/2	20万円	・空き家バンク登録住宅	・空き家バンク登録者	建設課	0884-72-3418	<a href="https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2018100300010/">https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2018100300010/</a>	
美波町	美波町定住促進補助金	自己が居住することを目的に既存の家屋を借り受け又は購入して行う増改築工事に対して支給する。	2/3	200万	・移住及び定住促進に資する住宅	・転入希望者(満20歳以上65歳未満の者) ・住民である成年(45歳未満の者)	政策推進課	0884-77-3616	<a href="https://www.town.minami.lg.jp/docs/187.html">https://www.town.minami.lg.jp/docs/187.html</a>	5年以上活用又は居住することを条件として、町と協定を締結
	美波町空き家再生等推進事業補助金	住環境の整備改善及び空き家住宅、空き建築物の利活用による地域の活性化及び地方創生の促進を図るため、空き家判定業務支援事業又は空き家等の改修を行う団体に、その経費に対し予算の範囲内で交付する。	2/3	500万	・移住者向け住宅 ・地方創生対応型施設	補助対象団体: 町内に生活または事業の本拠を置いており、5人以上の構成員によって組織されている住民組織等	政策推進課	0884-77-3616		空き家判定業務(2次調査/利活用タイプ)
海陽町	空き家バンク提供体制整備事業	空き家バンク登録予定物件の調査・判定業務の経費を補助する。		空き家判定業務費用 81,480円を全額補助	・空き家バンク登録予定のもの	・空き家バンク登録予定者	産業振興課	0884-73-4161		
	海陽町空き家改修支援補助金	移住・定住のための空き家改修について、費用の一部を補助する。	1/2	100万円	・空き家バンク登録物件	・空き家バンク登録者 ・空き家バンク利用登録者	産業振興課	0884-73-4161		
			1/3	100万円	・空き家バンク登録物件以外	・空き家改修し移住・定住する所有者および利用者	産業振興課	0884-73-4161		